

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和7年1月24日午後4時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

記

- 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第59号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第60号 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について
議案第61号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について
報告第44号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第45号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第46号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について
報告第47号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第48号 農地改良届出について

農業委員

出席者 13名

1番 山田 友樹	2番 井野 容次	3番 近藤 庄次	4番 近藤 輝彦
5番 加藤ふく子	6番 加藤 彰夫	7番 塚本 忠	8番 山本 坂一
9番 山田 正子	11番 神谷 友裕	12番 塚本 信子	13番 酒井 行教
14番 杉浦 俊広			

欠席者 1名

10番 杉本 常男

農地利用最適化推進委員

出席者 13名

1番 近藤 俊彦	2番 神谷 修二	3番 近藤 靖	4番 岡村 信幸
5番 戸田 一成	6番 杉浦 克己	7番 三浦 和博	8番 尾嶋 二郎
9番 杉浦 克敏	10番 清水 文高	11番 平野 正美	12番 高須 哲也
13番 稲垣 重雄			

午後4時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 3番 近藤 庄次 13番 酒井 行教

議 事

議 長 はじめに、議案第60号整理番号135及び議案第61号整理番号34を上程し、事務局に説明を求めます。

なお、本件は、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規程されておりますので、山田友樹委員は退席していただきます。

(山田友樹委員退席)

議 長 それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。
議案書の12ページをご覧ください。
議案第60号
農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

[整理番号135]

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(利用目的)

田

(期間)

令和7年2月1日から令和11年11月30日まで

21ページをご覧ください。

議案第61号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号34〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(利用目的)

田

(期間)

令和7年2月1日から令和11年11月30日まで

説明は以上です。

議長 議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしと認め、議案第60号整理番号135及び議案第61号整理番号34を原案通り決定します。

(山田友樹委員着席)

議長 次に、議案第61号整理番号31から33までを上程します。
なお、本件も農業委員会等に関する法律第31条の規程により、私、加藤彰夫は退席いたします。

退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広 それでは事務局に説明を求めます。
委員

事務局 16ページをご覧ください。
議案第61号
農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号31〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(利用目的)

田

(期間)

令和7年2月1日から令和17年1月31日まで

以下、21ページの〔整理番号33〕までの申し出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

杉浦俊広
委 員

議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

杉浦俊広
委 員

異議なしと認め、議案第61号整理番号31から33までを原案通り決定します。

(加藤彰夫委員着席)

議 長

次に、議案第58号から議案第61号及び報告第44号から報告第48号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局

1ページをご覧ください。

議案第58号

農地法第5条の規定による許可申請について

〔受付番号15〕

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

申請地は、小垣江東小学校の東約10mのところに位置していません。農地区分は、住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申請人は、大阪市に本社を置き、集団給食業を主な事業とする法人です。申請人は、現在小垣江東小学校の敷地内にて総合給食サービスを展開していますが、同敷地内の特別支援学校の教員用及び刈谷高校の中高一貫校化に伴う従業員の増員に対応するため、駐車場28台分、584㎡を整備したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和7年1月21日付けで、農用地利用計画の変更を完了しております。

[受付番号16]

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

砂利採取及び粘土採取 (一時転用)

(期間)

令和7年3月1日から令和8年2月28日まで

申請地は、北部生涯学習センターの北東約800mのところに位置しています。農地区分は、1-252については農用地区域内農地、1-65及び1-556については、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

申請人は、碧南市に本社を置き、主に砂利及び粘土採取業を営む法人です。申請人は、砂利及び粘土採取の適地を探していたところ、本申請地周辺で良質な砂利及び粘土が採取できることを知り、地主の同意を得て調査したところ埋蔵が見込まれたことから、砂利及び粘土採取場として一時転用したく、本申請に及んだものです。

なお、砂利及び粘土採取後、埋め戻しに使用する土は良質土を使用し、農地復元計画書に基づき敷地全体を耕作可能な田や畑に復旧します。

また、砂利採取計画認可及び道路占用許可申請については知立建設事務所と、土砂等の採取及び埋立て等許可については農政課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

[受付番号17]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

申請地は、北部市民センターの東約500mのところに位置しています。農地区分は、街区における宅地割合が4割超であるため、第3種農地と判断致しました。

申請人は、現在、東境町にて配電盤、分電盤の製造、加工、販売業を主な事業とする法人です。トラック待機スペースや従業員駐車場が慢性的に不足しており、既存敷地では手狭で拡張の余地がないことから、新たな駐車場の整備を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、本申請地の所有者より譲り受けられる旨の回答を得ることができたため、従業員駐車場24台分及び来客用駐車場1台、トラック待機スペース分を整備したく、本申請に及んだものです。

2ページをご覧ください。

議案第59号

相続税の納税猶予に関する適格者証明について

〔受付番号11〕

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予区分)

相続税

(納税猶予発生日)

令和6年9月15日

(事由)

納税猶予適用のため

[受付番号 1 2]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(相続人)

● ● ● ●

(被相続人)

● ● ● ●

(納税猶予区分)

相続税

(納税猶予発生日)

令和 6 年 5 月 3 日

(事由)

納税猶予適用のため

[受付番号 1 3]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(相続人)

● ● ● ●

(被相続人)

● ● ● ●

(納税猶予区分)

相続税

(納税猶予発生日)

令和 6 年 9 月 2 4 日

(事由)

納税猶予適用のため

[受付番号 1 4]

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予区分)

相続税

(納税猶予発生日)

令和 6 年 8 月 1 日

(事由)

納税猶予適用のため

4 ページをご覧ください。

議案第 6 0 号

農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

[整理番号 1 2 1]

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(利用目的)

田

(期間)

令和7年2月1日から令和21年11月30日まで

以下、13ページ〔整理番号136〕までの申し出がありました。
内容については、それぞれ記載のとおりです。

14ページをご覧ください。

議案第61号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号27〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

使用貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（利用目的）

田

（期間）

令和7年2月1日から令和16年11月30日まで

以下、16ページの〔整理番号30〕までの申し出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

23ページをご覧ください。

報告第44号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

〔受付番号34〕

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

以下、24ページの〔整理番号38〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

25ページをご覧ください。

報告第45号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

〔受付番号126〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

共同住宅敷地

以下、26ページ〔受付番号133〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

27ページをご覧ください。

報告第46号

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

〔整理番号1〕

(法人の概要)

●●●●

(経営面積)

田 28.4ha

(当該事業年度売上高)

28,249,000円

(事業の種類)

生産する農畜産物 水稻

関連事業等の内容 農作業受託

(構成員の状況)

●●●●

なお、農地法第2条第3項各号の要件を満たしております。

28ページをご覧ください。

報告第47号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

〔受付番号35〕

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和6年12月10日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

以下、29ページ〔受付番号38〕までの通知がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

30ページをご覧ください。

報告第48号

農地改良届出について

〔受付番号7〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和7年1月7日から令和7年2月28日まで

説明は以上です。

議長

上程議案並びに報告について、ご審議をお願いします。異議質問等

ありませんか。

神谷友裕 委員 議案第61号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）の終期についてですが、11月30日での設定が多い中、●●●●のみ、1月31日で設定をしているのは、何か理由がありますか。

事務局 刈谷市では利用権の終期を統一しているため、更新の時期の事務が膨大になります。そのため、申請件数の多い●●●●のみ、更新のタイミングを他と変えることで、事務局の事務の軽減を図るようにしています。

議長 議案第59号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてですが、対象者はどのようにして判断していますか。

事務局 対象となる申請地が適正に農地として管理されているかで判断をしています。したがって、所有者が耕作を行っていない場合でも、適格者と判断する場合があります。

議長 所有者が耕作を行っているかで判断するのではなく、利用権を設定していても、農地として管理をしていれば、納税猶予の適格者証明が出されるということですか。

事務局 その通りです。以前は、所有者が耕作を行っている場合のみ、納税猶予の対象としていましたが、法律が変わり、貸借を行っている場合でも、納税猶予の対象となりました。

議長 23ページの〔受付番号34〕及び〔受付番号35〕についてですが、申請人が同じであるのにも関わらず、駐車場と住宅敷地に分けて申請しているのは、何か理由がありますか。

事務局 駐車場につきましては、住宅敷地に付随するものではなく、貸し駐車場としての利用であったため、駐車場と住宅敷地の2件に分けています。

議長 質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。

議案第58号から議案第61号及び報告第44号から報告第48号までを原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしと認め、議案第58号から議案第61号及び報告第44号から報告第48号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午後4時30分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

3 番 _____

1 3 番 _____

本会議に参加した者

事務局長 近 藤 浩

係 長 酒 井 武 士

主任主査 鈴 木 雅 博

主 事 須 田 裕 介

主 事 加 藤 立 紀